

(第一類 第十四号)(附属の二)

衆議院 第百八十九回

予算委員会第一分科会議録

皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項

第一

六

衆議院予算委員会第一分科会議録

(皇室費、裁判所、会計検査院、内閣府及び防衛省所管並びに他の分科会の所管)

第一号

本分科会は平成二十四年三月一日(木曜日)委員会において、設置することに決した。

三月二日

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

今井 雅人君

(原子力経済被害担当)

枝野 幸男君

(原子力損害賠償支援機構)

橋本 博明君

(原発事故の収束及び再発)

細野 豪志君

(原子力経済被害担当)

岸本 周平君

(原発事故の収束及び再発)

田中 直紀君

(原子力行政担当)

藤村 修君

(内閣官房長官)

平野 達男君

(東日本大震災総括担当)

松原 仁君

(国家公安委員会委員長)

長尾 真君

(厚生労働省大臣官房審議)

橋本 博明君

(金融担当)

今井 雅人君

(消費者及び食品安全担当)

小山 洋介君

(拉致問題担当)

岸本 周平君

(国家戦略政策担当)

神山 洋介君

(経済財政政策担当)

石破 茂君

(科学技術政策担当)

長島 忠美君

(宇宙開発担当)

橋本 博明君

(新しく公共政策担当)

三宅 雪子君

(男女共同参画担当)

小山 展弘君

(少子化対策担当)

岸本 周平君

(内閣官房副長官)

近藤 三津枝君

(内閣官房社会保障改革担当)

長島 一由君

(内閣官房社会保障改革担当)

本村 賢太郎君

(内閣官房行政刷新会議事務局次長)

古川 元久君

(内閣官房社会保障改革担当)

自見 庄三郎君

(内閣官房社会保障改革担当)

松原 仁君

(内閣官房社会保障改革担当)

長尾 真君

(内閣官房社会保障改革担当)

重松 博之君

(内閣官房社会保障改革担当)

山崎 敏充君

(内閣官房社会保障改革担当)

永野 厚郎君

(内閣官房社会保障改革担当)

種谷 良二君

(内閣官房社会保障改革担当)

中村 秀一君

(内閣官房社会保障改革担当)

富永 哲夫君

(内閣官房社会保障改革担当)

中川 正春君

(内閣官房社会保障改革担当)

齊藤 効君

(内閣官房社会保障改革担当)

末松 義規君

(内閣官房社会保障改革担当)

後藤 斎君

(内閣官房社会保障改革担当)

渡辺 浩一郎君

(内閣官房社会保障改革担当)

吉田 おさむ君

(内閣官房社会保障改革担当)

森 ゆうこ君

(内閣官房社会保障改革担当)

森 中塚 一宏君

(内閣官房社会保障改革担当)

渡辺 周君

(内閣官房社会保障改革担当)

吉田 おさむ君

(内閣官房社会保障改革担当)

森 大串 博志君

(内閣官房社会保障改革担当)

城井 高君

(内閣官房社会保障改革担当)

津川 祥吾君

(内閣官房社会保障改革担当)

國務大臣

(行政改革担当)

(公務員制度改革担当)

(社会保障・税一体改革担当)

(地域活性化担当)

(沖縄及び北方対策担当)

(地盤主権推進担当)

(行政刷新担当)

政府参考人
(防衛省人事教育局長) 枢田 一彦君
政府参考人
(防衛省地方協力局長) 山内 正和君
内閣委員会専門員 雨宮 由卓君
財務金融委員会専門員 北村 治則君
安全保障委員会専門員 湯澤 勉君
予算委員会専門員 春日 升君

同日 畑 浩治君 岸本 周平君

要求額の内訳といたしまして、内閣官房には、八百六十五億三百万円、内閣法制局には、法令審査等のための経費として十億六千五百万円、人事院には、人事行政等のための経費として百九億五千円を計上いたします。

○武正主査 内閣府本府について質疑の申し出がありまので、順次これを許します。三宅雪子君。

り公職選挙法違反であると批判したことござい

ます。そこで、閣の方で統一して行います。

私は、一昨年の副大臣時代には、その年度の初めに副大臣会議などを開きまして、各府省で考え方を踏まえますと、政府広報と党的広報のあり方というものは、批判していた民主党政権としては、しっかりと線引きをすべきと私は考えており

ます。そこで、政府広報と党的広報につきまして、その違いを、官房長官の御所見をお聞かせください。

○藤村國務大臣 今お尋ねは、政府広報それから政党における広報、この違いはいかんということになりますが、まず、政府広報について一応きちんと申し上げますと、政府広報は、政府の重要な施策について、その背景、必要性、内容等を広く国民に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的として実施しているものであります。これが一応きちんととした政府広報の言い方であります。

それから、政党における広報、これは、それぞれの党のお考えを国民に広く周知し、そしてその政党の考え方を、国民の皆さん方にも理解とさらには協力を得るということ、あるいは選挙における支持を得るということなど、政党の広報は、それぞれの党のお考えに基づいて行われている、こういうことであらうと思います。

○三宅分科員 ありがとうございました。

今のお話ですと、政府の重要な施策、そしてその重要性、背景などを広くというお話をだつたんです。が、重要なかはどうなたがどのように御判断されるんでしようか。

○藤村國務大臣 政府広報においてどういうテー

マを取り上げるかというのは、まず、政府とい

ことですので、各府省それぞれの役所がありま

す。それぞれの役所がそれぞれのお考えに基づい

て、もちろんそれは政務三役、そしてそれぞれの

大臣が最終御判断をされる、こういうことであろ

うと思いますし、それから、政府全体としてある

程度統一的な広報を行うという場合は、これは内

閣の方で統一して行います。

私は、内閣官房長官が最終的に判断をする、こういうことだと思います。

○三宅分科員 今回、質問に当たりましてお聞きしたところ、それでは、内閣府の中では副大臣、政务官で御担当者はいないことなんですか。

副大臣は三人、それから政务官も三人だと思いま

すが、それぞれに役割を分担して行つていて、も

ちろん、ですから、政務三役というのは、それぞ

れの特命担当大臣のもとに副大臣、政务官がい

る。報そのものが取り上げられたことはちょっと記憶

にはございません。

○三宅分科員 年間五十四億といいますと大変多

額の広告費ですので、やはりしっかりと基準

を設けて、重要施策というのは理解できるんです

けれども、基づいて執行していただきたいという

ふうに思います。

今まで、郵政民営化なども、閣議決定の前に政

府広報の枠で広告していたという事例もあるよう

ですけれども、余りよくない前例かというふうに

私は思っております。TPPなど、現在、大変党

内で大きく議論が分かれている問題もありまし

て、党内はもちろんのことなんですねけれども、国

民の皆さん、そして野党の皆さんとの誤解を生じな

いように、今後ともぜひ対処をお願い申し上げた

いというふうに思います。

○藤村國務大臣 今、多分、委員の頭にあるの

が、一つは社会保障・税一体改革関連の政府広

報、それからもう一つは今おつしやったTPP、

この二つかと思います。

今年度において、社会保障と税一体改革につい

ては、政府・与党で議論を積み重ねて、昨年六月

にいわゆる成案、それから昨年末にそれを具体化

した素案を決定して、本年二月には、その内容を

政府における大綱としての閣議決定をした、こう

いう順序を経てきているわけであります。

の媒体について、年間を通じた契約、毎年のように行つてはいるというものと、それから、特にその年度においてのさまざまな重要なテーマについて

は別途、新聞記事広告、それからテレビCM、雑誌など、その都度適切な媒体を組み合わせて広報を実施しているということでございます。

細かくもし言つたら申し上げますが、今、全体として申し上げました。

○三宅分科員 どうもありがとうございます。ちなみに、五十四億という大変大きな金額であるわけでございますけれども、こちらの方は事業仕分けの対象とはならなかつたんでしょうか。

○藤村國務大臣 過去の事業仕分けでは、政府広

報そのものが取り上げられたことはちょっと記憶

にはございません。

○三宅分科員 どうもありがとうございます。

もちろん、それぞれの政党からも、できるだけ

現時点での情報をやはりどんどん政府からも出す

ように、わかっているものは全部出せ、そのぐら

いのことも言われておきましたので、これも、今

から、まだTPPをどうするかというのは議論の

最中ではございますが、一体何が問題か、どうい

う議論をしているのかなどはやはり政府広報で取

り上げていくべき対象だ、そのように考えたとこ

ろではありました。

○三宅分科員 どうもありがとうございます。

私はもちろん、政府広報自体を否定するもので

はございませんので、ぜひ、今のお考えをお伺い

いたしまして、公平な形で実施していただくこと

をお願い申し上げて、私の藤村官房長官への御質

問を終わらせていただきたいと思います。

官房長官は時間がおありということで、御退席

いただいて結構でございます。ありがとうございます。

それでは次に、自殺対策に移らせていただきました。

昨年二〇一二年の自殺者なんですが、速

報値であります、残念ながら、三年連続で三万

人を切ることができませんでした。また、この人

数はあくまでも自殺と断定されたものであります

て、不審死の中には原因がわからないケースもあ

りますし、また、行旅死亡人、旅先で亡くなつた方、身元不明者の方ですね、こういった方々は含まれていないわけでございます。実数はもつと多いのではないかとも言われております。

現在の自殺の件数の調査の仕方はどのようになつておりますでしょうか。

○村木政府参考人 先生御指摘のとおり、自殺対策推進に当たつては、現状把握が大変大事だというふうに思つております。

自殺の数字の把握そのものは、警察が調査をするわけでございます。そのため、内閣府の自殺対策推進室は昨年から、警察で調査をしたものについて自殺原票データというものの提供を受けま

して、それをもとに、性別ですとか年齢、階級別ですとか職業別 そういう属性ごとに集計、それから、その結果を踏まえた分析を行つて公表をする、それから、自治体にその結果の提供を積極的に行つてあるところでございます。自殺原票データの作成の方は、警察庁の方で適切に行われているものというふうに思つております。

警察としっかりと連携をして、実態把握に努めたいと考えております。

○三宅分科員 ありがとうございました。

まさに今、村木統括官がおつしやいましたとおり、正確な数値の把握こそが予防策に重要なことだというふうに思つております。ぜひ、警察との連携を密にして、正確な数値の把握に努めていただきたいと思います。

さまざまな自殺対策の施策の一つに、いのちの電話といふものが大変広く一般に知られているところですが、このいのちの電話は民間のボランティアということを聞きまして、大変驚きました。では、国は電話相談につきましてどのように取り組んでおられるか、教えてください。

また、浸透している民間のいのちの電話に対しても、何か助成はされているんでしょうか。

○村木政府参考人 御指摘のとおり、電話相談は大変重要でございます。

政府といたしましては、一つは、各県の精神保健福祉センターで実施をしているところの健康相談統一ダイヤル、これについて、全国どこからでもかけられるように、できるだけこれを幅広い地域でやつていただけるようにということで、現在広めているところでございます。

それから、いのちの電話でございますが、これはもう四十年來の長きにわたつて民間団体が開設をしているということございます。特に、毎月十日の自殺予防、いのちの電話、非常に重要な活動だというふうに思つております。

これにつきましては、内閣府から各都道府県に交付をしております地域自殺対策緊急強化基金、それから、厚生労働省の方でも自殺防止対策事業の助成金がございます。こういったものを御活用いただいて、積極的に取り組んでいただいているところでございます。

これから、厚生労働省の方でも自殺防止対策事業の助成金がございます。こういったものを御活用いただき、積極的に取り組んでいただいているところでございます。

○三宅分科員 どうもありがとうございました。

ここころの健康相談統一ダイヤル、名称が見えにくく認知度が低いように感じます。私自身、今回初めて知つたわけでございますけれども、ちなみに後藤副大臣、いのちの電話とこちらのここころの健康相談統一ダイヤル、どちらの方を御存じでしたでしょうか。

まさに今、後藤副大臣、いのちの電話とこちらの電話の問題については、最近まで実は知りませんでした。

いのちの電話というのは、先ほども統括官からお答えをしましたように、もう四十年以上の歴史がある、このこころの健康相談統一ダイヤルといふことはことしで四年目ということで、ある意味でこの一週間は全ての四十七都道府県で対応をしています。

あわせて、今回ある意味ではプラスに働いた部分もあるかもしれません、AKB48の皆さん方のCM広報も含めて、ちょうど先ほどお話しした「おこなおう まもろうよ こころ」というのも、テレビのCMに出ながらやつておりますので、そういう意味では、これから着実にいろいろなCMや広報媒体、先ほどもお話をあつたように、きちんと理解を得、そしてやはりわかっていただかないと言葉のかけようもありませんから。

ただ、統一ダイヤルだけがあればいいという問題ではなくて、それぞれの家族の方、一番近い方、そして会社にお勤めであれば会社も含めて、いろいろな各層が協力をして、そういうふうに非

もう一つ言えば、先ほどお話をあつたように、民間団体やまた都道府県それの中で、この心の問題、自殺防止の対策の問題というのがスタートしたという歴史的な経緯と、先ほど先生からも、今回の事案で内閣府の方に相談をしても、何か各省でばらばらでちゃんとまとめてくれないというお話については、もし具体的な事案があつたらぜひ教えていただきたいと思ひますが、やはり内閣府が府として各省を統一的に総合調整するという役割でありますので、それについてはこれからもきちっと対応していきたいと思います。

当初、平成二十年の九月十日からこの統一ダイヤルがスタートしたときには、十道府県であります。それが二十一年の四月一日から四県が追加をし、そして現在では政令市も含めると三十一都道府県と政令市という形で対象がふえておりますので、そういう意味では御利用なさる方も着実にふえています。

あわせて、昨年の九月の自殺予防週間、九月の十日から十七日の一週間だったんですが、このときには全国四十七都道府県全てで、この電話にそれぞの都道府県の協力も得ながら対応したことしも、今ちょうど一日から七日まで自殺対策強化月間になっておりますので、そういう意味では、この一週間は全ての四十七都道府県で対応をしています。

あわせて、今回ある意味ではプラスに働いた部分もあるかもしれません、AKB48の皆さん方のCM広報も含めて、ちょうど先ほどお話しした「おこなおう まもろうよ こころ」というのも、テレビのCMに出ながらやつておりますので、そういう意味では、これから着実にいろいろなCMや広報媒体、先ほどもお話をあつたように、きちんと理解を得、そしてやはりわかっていた

常に精神的に追い詰められた方のお気持ちを解いて、やはり悩みを相談するということは、この電話だけではなく、いろいろな角度から対応していくのではありませんか。そういう角度から対応していなければいけない問題だと思いますので、そういう関係団体・企業にもそういうふうなお願いをしながら、先生御指摘のように、この問題という話だけではなく、いろいろな角度から対応していきます。そのためには、もし具体的な事案があつたらぜひ教えていただきたいと思ひますが、やはり内閣府が府として各省を統一的に総合調整するという役割でありますので、それについてはこれからもきちっと対応していきたいと思います。

○三宅分科員 お取り組みにつきましての御説明、ありがとうございました。

しかしながら、このこころの健康相談統一ダイヤル、ぜひ名称の変更も含めて、浸透されますようにお願い申し上げたいというふうに思います。

また、いのちの電話につきましては、最近大変つながりにくいという話があります。人手不足が原因ではないかということでお話しさせて頂きました。さるなる支援が必要だと思います。ぜひこれもお願い申上げたいと思います。

では次に、三月一日からインターネット検索サービス会社九社が、自殺にかかる用語を打ち込むと、最初に自殺相談窓口の電話番号を表示するなどの取り組みを始めております。

こうした自殺対策につきましては、民間での取り組みがどうしても若干先行しているように見えてしまふんですが、国として、今後新しい取り組みなどは考えていらっしゃるのでしようか。

○後藤副大臣 先ほどもお答えをしましたようになります。その中では、民間だから、政府だから、地方自治体だからということではなく、やはり幅広い、国民各層、それぞれの組織、関係者が協力をして、それぞれの立場でやはり対策をしていくことが大切だと思つております。

先ほどもお答えをしましたように、ちょうどこの三月の七日までが自殺対策強化月間であります。その中では、先生御指摘の民間企業の方々、そして弁護士やお医者さんの方々、そして

そういう私の気持ちを申し上げまして、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○武止主査 これにて三宅雪子君の質疑は終了いたしました。

次に、照屋寛徳君。

○照屋寛徳員 社会民主党の照屋寛徳です。

最初に、きょうは齋藤官房副長官もお見えでございますので、齋藤副長官にお尋ねをしたいと思います。

報道によりますと、政府は去る一月二十三日、在日米軍再編見直しに関して、齋藤勤効官房副長官を座長に、関係省庁の副大臣らによるチームを設置したようあります。

副長官に、このチームの設置目的は米軍再編見直しに限つたものなのか、そこら辺をお伺いいたします。

○齋藤内閣官房副長官 おはようございます。

現状、まだ正式にそのチームの設立が決まり、そして発足したという事実はございません。

御承知のとおり、二月八日の日米間での共同報道発表にあるとおり、抑止力を維持そして強化しつつ沖縄の負担軽減を早期に実現していくという観点から、現行の再編計画の調整について議論を行っております。この過程で、外務省、防衛省を中心となりまして、関係省庁が一体となってさまざまなレベルで全力で取り組んでおります。

過日、私も沖縄県に野田総理と同行させていただきまして、幅広い県民の方々の御要望も承ったのも、実は実感しているところであります。その中で、当然、沖縄県におきましては、SA CO合意、そしてさらには再編に絡むさまざまな合意が今日まで進められておりますが、進展していること、進展していないこと、さまざまござります。言つてみれば、今回の日米の協議の中身と同時に、沖縄の場合はさまざまな課題が実は山積

をしているわけあります。

今後の取り組みの中では、現在、官房長官を

ヘッドにいたしまして、外務省、防衛省、そして

また財務大臣、もちろん総務大臣も御一緒です

が、沖縄問題に対するさまざまな協議を行つてい

ますが、今の現状と観点に立つならば、相当幅広

く政府一体となつてということでありまして、そ

のものと、関係省庁の副大臣がいろいろ実務的に詰めていくことが、時間的なスピードアップも図つていく意味も含めて必要だうというこ

とは、官邸内でも議論をしていることは事実でござ

います。

ちょっとと回りくどい答弁でございましたけれど

も、現時点でまだ、スタートをしているというこ

とではなく、内部でいろいろ意見交換をしている

ことは事実であり、今後、長官また関係大臣とも

協議をしていく中で、官房長官と私どもでは、な

るべく早くスタートをさせていきたいという構想

はあることは事実でございます。

○照屋分科員 チームとしては正式発足ではな

い、内部的な議論をしている段階だ、こういうふ

うに理解をしたいと思います。

○齋藤副長官とは同じ年でありますし、同じ参議院同期でございまし、副長官はもう沖縄の現

状、現実というのは非常に詳しく知つておられる

ことは事実でありますから、沖縄では、報道があつて以

て、これまでの法案に係る県との調整状況に鑑み

えて大臣から先に聞いて、退席を願いたいと思いま

す。

○照屋分科員 川端大臣もお見えでございますの

で、お忙しい大臣に配慮をして、質問の順序を変

えて大臣から先に聞いて、退席を願いたいと思いま

す。

去る二月十日に閣議決定された改正沖縄振興新

法、特措法では、国が基本方針を定めた上で、沖

縄県が策定主体となつて振興計画を作成する、振

興計画が基本方針に適合しない場合、総理大臣は

県知事に変更を求められるとあります。

沖縄では、この基本方針によつて県や市町村の

自由度が縛られるものではないか、骨抜きにされ

るのではないかと心配する声が大きくなつております。

大臣の力強い一言で県民の懸念を払拭して

いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○川端国務大臣 御質問ありがとうございます。

実は、同様の御質問を沖縄の方からいろいろ

伺っておりますので、聞いていただいて大変あり

がたいと思います。はつきりと説明させていただ

きたいと思います。

私は、この問題を沖縄政策協議会との関連ではどのような位置づけになるんでしょうか。お尋ねをいたしました。

これまで、沖縄振興も対象になるんでしょうか。その場所で、沖縄振興計画への国との関与は、基本方針に適合しないと認められる例がございます。大臣の力強い一言で県民の懸念を払拭していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○川端国務大臣 御質問ありがとうございます。

実は、同様の御質問を沖縄の方からいろいろ伺っておりますので、聞いていただいて大変あります。新たな振興特別措置法では、沖縄の自主性をより尊重したいとかねてからの御要望でございまして、これが今までの沖縄振興計画では策定主体が国でありましたけれども、これを、計画の策定主体

は県に変更いたしました。これによって県で自主的につくついていたしたことになります。

これまで、沖縄振興計画への国の関与について

は、振興計画に基づく事業について法に基づく國の財政上の特別措置が講じられる、要するに財政措置をとるわけですから、一定の関与は必要であ

ります。全く自由にということではありませんの

で、関与の程度は、事前の同意を求める等の強いものではなくて、基本方針に適合していないと認

められる例外的な場合にのみ県に対して事後に

変更を求めるができるという最小限のものにとどめ、県の自主性を最大限尊重するものとして

あります。

沖縄振興基本方針には、沖縄振興に係る個別具

体の事業ではなくて、この基本方針は振興の意義

や基本的な方向性等を規定する予定であります。

○照屋分科員 川端大臣もお見えでございますの

で、お忙しい大臣に配慮をして、質問の順序を変

えて大臣から先に聞いて、退席を願いたいと思いま

す。

いずれにしましても、今後、しつかりと関係省

庁と協議した上で明らかにさせていただきたいと

いうふうに思うところであります。

○照屋分科員 川端大臣もお見えでございますの

で、お忙しい大臣に配慮をして、質問の順序を変

えて大臣から先に聞いて、退席を願いたいと思いま

す。

なお、参考までであります。他の地域振興法

において、国の財政上等の特例措置を受けるため

地方公共団体が策定する計画については、例え

ば、沖縄振興法や小笠原振興法においては、国へ

の事前の同意協議を求めております。今国会に提

出された福島復興再生特措法においては、国の方

針に適合する場合に限り認定することとしており

ます。大臣の力強い一言で県民の懸念を払拭して

いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○川端国務大臣 御質問ありがとうございます。

実は、同様の御質問を沖縄の方からいろいろ

伺っておりますので、聞いていただいて大変あります。

新たな振興特別措置法では、沖縄の自主性をよ

り尊重したいとかねてからの御要望でございまして、これが今までの沖縄振興計画では策定主体が国

でありましたけれども、これを、計画の策定主体